

北海道旅客鉄道株式会社 公告第 16 号

◎北海道旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正について(施行日:令和6年3月16日)

北海道旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則(昭和62年4月北海道旅客鉄道株式会社公告第14号)の一部を次のように改正し、令和6年3月16日乗車となるものから施行する。

令和6年2月8日

北海道旅客鉄道株式会社

代表取締役社長

綿貫 泰之

第31条第4項を削り、第5項を第4項とする。

第33条の2を次のとおり改める。

(割引の急行券の発売)

第33条の2 第31条第1項の規定により特別急行券を発売する場合で、旅客会社線について、旅客会社が別に定めるところにより割引の取扱いをするときは、割引の急行券を発売することがある。

第35条第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第68条第3項中、「第35条第5項の規定」を「第35条第4項の規定」に改める。